

○福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱

平成26年11月25日

議会要綱第1号

改正 平成27年6月1日議会要綱第1号

平成28年4月22日議会要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、福島町議会本会議、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会(以下「本会議等」という)における議員の一般質問及び町長提出議案(以下「議案」という。)に対する町長、副町長、教育長(以下「町長等」という。)の答弁及びその後の対応を調査して公表することにより、町民への説明責任を果たすことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この調査は、福島町議会(以下「議会」という。)が福島町及び福島町教育委員会を対象に行う。

(対象とする答弁調査事項)

第3条 本会議等において、議員の一般質問及び議案審議(質疑・意見交換)に対し、町長等が行った答弁内容を精査し、指定した答弁調査指定事項(以下「指定事項」という。)を調査の対象とする。

2 前項の指定事項は、町長等が「実施します」、「取り組みます」、「検討します」、「見直します」、「勉強します」「研究します」、「調査します」、「協議します」、「努力します」、「努めます」、「参考にします」等の答弁とする。

(調査対象の申出)

第4条 前条に規定する答弁があつたとき、議会運営委員会は、その内容を様式「答弁指定事項進捗状況調査調書(以下「調書」という。)」に当該本会議の会議録(音源)を確認のうえ整理し、質問(審議)した議員に当該調書の確認を経て議長に提出することができる。

2 議長は、前項の規定により提出された調書を町長等へ送付するものとする。

(報告の義務及び方法)

第5条 町長等は、前条第2項の規定により議長から調書が送付されたときは、答弁調査指定事項の対応方針又は進捗状況(以下「対応方針等」という。)を当該調書により議会に報告するものとする。

2 町長等は、調書により対応方針等を当該答弁指定事項の結論がでるまで、定例に再開する本会議に報告するものとするが、当該答弁調査指定事項にかかる対応方針等を初めて報告した時から2年を目途に整理するものとする。

3 第2項に規定する議会報告の方法は、議事日程に「福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について」として載せ、町長等の行う行政報告の次に行うものとする。

(町民への報告時期等)

第6条 町長等は、前条第2項の規定に基づく議会報告の内容を、町広報、ホームページ等に速やかに掲載し、町民に対して公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長と町長が協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年度定例会3月会議から適用する。

附 則(平成27年6月1日議会要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月22日議会要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。



